

令和8年7月22日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 様

千代田区議会政務活動費交付額等審査会
会長 廣瀬 克哉

千代田区議会政務活動費の交付額について（答申）

令和7年1月23日付6千区議会発第606号により当審査会に諮問のあった標記の件について、別紙のとおり答申します。

千代田区議会政務活動費交付額等審査会

会 長	廣瀬 克哉
副会長	民谷 嘉輝
委 員	本多 教義
委 員	平野 恵一
委 員	上村 友子

答 申

本審査会は、令和7年1月23日、千代田区議会政務活動費交付額等審査会に関する規程第3条に基づき、千代田区議会議長から「千代田区議会政務活動費の交付額について」の諮問を受けた。

審査会では、計7回にわたり審議を重ね、前回答申（令和5年7月）以降の社会経済情勢の変化や他自治体の動向、各会派へのヒアリング結果等を踏まえ、広範かつ慎重に検討を行った。

また、交付額と密接に関わる「政務活動費を充てることができる経費の範囲」（使途基準）についても検討が必要なことから、各会派の支出に占める割合の高い費目や、議員ごとの支出状況に差が見られる費目を中心に審査した。

この結果、本審査会は次のとおり答申する。

1 答 申

(1) 政務活動費の交付額について

月額一議員150,000円を据え置くべきである。

(2) 「政務活動費を充てることができる経費の範囲」（使途基準）の見直しについて

- ①「会議費」のうち、茶菓代については1人当たりの上限額を引き上げるべきである。
- ②「交通費」のうちタクシーの利用は、原則として、他の交通手段及び経路と比較して客観的な妥当性が認められ、最も経済的かつ合理的である場合に限るべきである。
- ③区政報告に係る経費の按分については、1つの区政報告の発行に要する経費全体を按分の対象とすることが明確となるよう取扱いを見直すべきである。

2 理 由

(1) 政務活動費の交付額について

交付額決定に当たっては、制度導入時以降の支出実績や他自治体の状況を踏まえ、制度の趣旨に照らして総合的に判断することが適当である。

過去3年間の実績では、全交付額に対する全支出額の割合は、令和5年度から令和7年度にかけて、約58%、約57%、約56%と緩やかに低下している。しかし、会派ごとに収支状況に差があり、政務活動費の対象となり得る経費を私費で負担している例も見受けられる。また、政務活動費は政務活動に要する経費の一部に一定の上限を設けて交付し、未使用額を返還する制度である。このため、支出割合の低下のみをもって交付額が過大であるとして一律に減額すべきであると判断することは適当ではない。

さらに、23区における議員1人当たり月額平均交付額は166,522円であり、千代田区議会の交付額はこれを下回るものの中位の水準にある。加えて、近年の物価上昇により、今後の政務活動に要する経費の増加が見込まれることも考慮する必要がある。

以上を踏まえると、現時点で交付額を見直す必要性は高いとは認められない。しかし、今後も支出実績や社会経済状況等を注視しつつ、適切な交付額のあり方について継続して検討を続けることが望ましい。

(2) 使途基準の見直しの理由について

- ① 茶菓代の上限額については、その根拠及び妥当性を区民に説明可能なものとした上で、物価動向を踏まえた適切な水準へ見直すことが妥当である。

平成28年の住民訴訟判決では、一人500円を超える支出は使途基準の範囲外とされており、現行の上限額もこの考え方を踏まえて設定されている。しかし、総務省統計局の小売物価統計調査によれば、東京区部における喫茶店のコーヒー価格は、判決当時と比べて4割以上上昇している。このため、判決が示した基準額についても物価変動を考慮した見直しが必要であり、茶菓代の上限額を700円程度とすることが相当である。

- ② タクシーの利用に当たっては、乗降地及び目的のほか、その必要性を記載することとされている。しかし、現状では利用判断の基準が必ずしも明確ではなく、運用に幅や個人差が見受けられる。タクシー料金は一般に他の交通手段よりも高額であり、その支出にはより高い説明責任が求められる。このため、活動目的や時間的制約等を考慮しつつも、原則として、他の交通手段や経路との比較において客観的な妥当性が認められ、最も経済的かつ合理的な場合に限り利用することとし、より厳格な運用を図るべきである。

- ③ 区政報告は、一つの刊行物として企画・作成・配布されるものであり、その発行に要する経費は一体的に把握することが適当である。こうした経費につい

ては、「課題別経費」として整理・計上する運用が行われており、経費の透明性向上や使途の明確化に資するなど、適正化が図られてきたものと評価できる。

一方で、区政報告の発行に係る周辺経費の一部について、発行経費と一体的にとらえていない例も見受けられ、発行に要した経費全体を按分の対象とする考え方が必ずしも明確とは言えない。

このため、運用のさらなる適正化と統一を図る観点から、区政報告の発行に要した一連の経費全体を按分の対象とすることを改めて明確にし、共通の理解が図られるよう取扱いを見直す必要がある。

3 今後の検討課題とすべき事項

審査の過程で出された委員意見について、以下に記述する。

- (1) 現行の政務活動費は、地方自治法施行令第162条に基づく概算払い方式を採用しており、会計年度終了後に精算を行う仕組みとなっている。これに対し、精算払い方式は支出実績に応じて交付するものであり、執行の適正性や透明性の向上に資するとともに、政務活動費が政務活動に要する経費の一部を公費で負担する制度であるという本来の趣旨をより明確にするものと評価できる。

一方、随時分散的に発生する支出ごとに、使途や金額の適正性を確認しながら精算を行う必要があり、その導入には、会派及び区事務局双方の確認体制の充実が不可欠である。

なお、本年度から政務活動費管理システムが導入され、事務処理の効率化が図られていることから、導入に向けた環境整備は進んでいるものと評価できる。このため、精算払い方式については、将来的な導入を視野に入れ、交付時期や事務処理体制のあり方を含め、段階的に検討を進めていくことが望ましい。

- (2) 政務活動費の支出については、その目的や必要性、活動成果との関係を区民に分かりやすく説明することが重要である。しかし、現状では必ずしも十分な説明がなされているとは言えず、支出内容や成果をより分かりやすく示していくことが求められる。

例えば、「視察・研修費」については、会派や議員が認識する課題を踏まえた視察・研修への参加の目的や必要性、得られた知見やその活用方策を示すことが望まれる。また、区政報告についても、区民からの意見や反響等を整理し、その成果や効果を明らかにすることで、区民の議員活動に対する理解促進につながるものと考えられる。

なお、支出と成果との関係は、個々の支出ごとに詳細な説明を行うことが困難な場合もあるため、年度単位で総括的に整理する手法も有効である。

このため、まずは議会内で検討を行い、試行的な取組を進めながら、区民に対する説明責任のさらなる向上を図ることが望ましい。

- (3) 政務活動費は、議員に期待される活動の内容及びそのために公費で負担すべき経費の範囲を十分に踏まえ、交付額及び使途基準を継続的に見直していく必要がある。

また、その見直しは区民の視点を踏まえた区議会の自主的な判断により行うことが望ましい。

以上